

香川県広域水道企業団条例第3号

香川県広域水道企業団監査委員の事務局職員の旅費等に関する条例

- 1 監査委員の事務局の職員の旅費（費用弁償として支給するものを含む。）、給与その他の身分取扱いに関しては、香川県広域水道企業団の企業職員の例による。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部改正）
- 2 香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（支給対象） 第2条 略</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>2 略</p> <p>（費用弁償の額） 第5条 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p>	<p>（支給対象） 第2条 次に掲げる者（以下「特別職の職員」という。）がその職務に従事したときは、報酬及び費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p><u>（3） 前2号に掲げる者以外の非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）</u></p> <p>2 略</p> <p>（費用弁償の額） 第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表第2に定めるもののほか、費用弁償として旅費を企業長が制定する企業管理規程の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。 <u>2 前項の規定にかかわらず、非常勤職員に係る費用弁償としての旅費の額は、企業長が定める額とする。</u></p> <p>別表第1（第3条関係）</p>

区 分	報 酬 額
略	
附属機関の委員等	略

区 分	報 酬 額
略	
附属機関の委員等	略
非常勤職員	企業長が定める額

(香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 3 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、<u>香川県広域水道企業団の企業職員</u>（以下単に「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、<u>香川県広域水道企業団職員</u>（以下「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p>

(規則への委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。